

議案第 80 号

大口町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

大口町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定めるものとする。

平成 21 年 11 月 27 日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、常勤の特別職の職員ゝ給与に関して、一般職の職員に準
じた給与改定を実施することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるか
らである。

大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和36年大口村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の175」を「100分の165」に改める。

第2条 大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の160」を「100分の145」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の145</u>、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の160</u>、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>